

「乳の学術連合」領域横断共同研究実施要領

2024.2.15 制定

一般社団法人 J ミルク
乳の学術連合

1. 目的

「一般社団法人 J ミルク（以下「J ミルク」という。）」と「乳の学術連合」は、乳の価値向上および研究成果の社会実装を図ることを目的として、「健康科学分野」「社会科学分野」あるいは「食育（教育）分野」の各領域内に限定されない領域横断的な共同研究を推進するため、複数の領域の研究者（大学院生を含む。以下「研究者等」という。）で構成された研究グループに対する委託研究を実施する。

2. 研究テーマ

研究のテーマは次のとおり。

① 持続可能で健康的な日本人の食事と文化

キーワード例：カルシウム摂取、若年女性の低栄養対策、乳和食、乳糖不耐への対応、非感染性疾患予防、感染症対策と牛乳乳製品との関係、フレイル対策、高齢社会における乳の貢献、貧困と栄養と食事、動物性食品と植物性食品とのバランス、伝統的な食文化と乳の融合 等

② 持続可能性の視点からの学校給食

キーワード例：子どもの食生活における学校給食の意義、学校給食における牛乳乳製品の役割、食育推進、子どもの発育（成長と発達）、食物アレルギーへの対応、学校給食現場における食品ロス削減やリサイクル活動、地域循環型フードシステム 等

③ 人、家畜、社会、環境に優しい酪農乳業

キーワード例：国内外における持続可能で環境に配慮したフードシステムの構築、温室効果ガス削減、アニマルウェルフェア、人権と労働環境、家族経営や中小・零細経営の酪農乳業の安定と発展、地域社会への貢献、食品ロス削減、リサイクル活動、地産地消、フードセキュリティー（食料安全保障） 等

3. 応募資格

「牛乳乳製品の価値向上に繋がる医学・栄養学・食品科学・スポーツ科学等の学術分野（健康科学分野）」、「乳の価値創造や次世代酪農に係る社会的・文化的な学術分野（社会文化分野）」、または「乳を活用した食に係る教育に関する学術分野（食育（教育）分野）」を専門

領域とする国内の大学、短期大学、専修学校、国・地方公共団体の設置する研究所、および独立行政法人の研究機関等で学術研究を行っている研究者（大学院生を含む）並びに特定の組織に属さない個人からなる複数の領域の研究者等で構成される共同研究グループとする。

4. 委託の要件

共同研究に係る委託要件は次のとおりとする。

- (1) 研究代表者は乳の学術連合の会員であること。
- (2) 未発表の研究であること。
- (3) 研究の成果については、「乳の学術連合」および「J ミルク」に報告書を提出し、評価を受けること。
- (4) 研究の成果は、原則として、研究期間終了後 2 年以内に、学会での発表または学会誌等で公表すること。
- (5) 研究の成果を公表する場合は、事前に「乳の学術連合」事務局（J ミルク内、以下「事務局」という）に連絡すること。
- (6) 研究の成果の公表に際しては、「J ミルク」の研究支援を受けたことを明らかにすること。
- (7) 研究成果の全部もしくは一部を刊行または公表した場合は、その刊行物または別刷の 1 部を添付して「J ミルク」に提出すること。
- (8) 「乳の学術連合」または「J ミルク」が主催あるいは共催する学術研究集会等による研究成果の発表機会がある場合は、論文投稿等の妨げにならない範囲で協力すること。

5. 委託期間

一研究計画に対する委託期間は、原則として、研究の開始から 2 年以内とする。

やむを得ぬ事情がある場合には、「乳の学術連合」運営委員会（以下「運営委員会」という）による承認を経て、委託期間の延長を認めることができる。なお、複数年の場合は研究の中間報告を毎年実施する。

6. 委託研究費の金額

委託研究費として研究者等一人当たり 100 万円、または一研究計画当たり総額 300 万円のどちらか低い額を上限とする。

なお、特に事情があると認められる場合には、上限額を変更することがある。

7. 委託研究費の支出基準

研究費は、調査・研究の実施に必要な次の経費とする。

- ① 消耗品費：資材、部品、消耗品等の購入経費。ただし、1 件あたり 10 万円以上の物品は含まない。
- ② 謝金等：調査・研究に携わる補助員・学生等の労務に対する作業代や、被験者・被

調査者等に対する謝礼など。

- ③ 旅 費 : 研究者及び補助員（学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動に要した交通費、宿泊費など。なお、国内外を問わず、研究成果の発表を行わない学会出席のための旅費は対象外とする。
- ④ 印刷製本費 : 資料の印刷、製本等に要した経費。
- ⑤ 会 議 費 : 会議等の開催に要した経費。
- ⑥ 通信運搬費 : 郵便料、振込手数料等。
- ⑦ 賃 借 料 : 電子機器等の賃借や使用に要した経費。
- ⑧ 投 稿 料 : 研究成果の学会誌への投稿に要した経費。
- ⑨ その他経費 : 上記の各項目以外に必要な経費。

ただし、1件あたり10万円以上の物品は含まない。

当該経費の内訳と金額をそれぞれ具体的に記載すること。

8. 申請手続

- (1) 研究計画の立案及び申請に当たっては、研究者は事前に事務局と共同研究者の構成や酪農乳業に関する課題との整合等を協議し、研究計画を作成すること。
- (2) 申請書の様式は、「乳の学術連合」のホームページからダウンロードすること。
- (3) 所定の申請書に必要事項を記入のうえ、事務局に申請すること。

9. 委託研究契約の締結

研究者等（または所属研究機関）と「Jミルク」とは、別に定める委託研究契約書により、委託研究契約を締結する。

個人と委託研究契約を締結する場合、研究費は所得税法等の規定により源泉所得税の課税対象となるため、予め源泉徴収額を差し引いた金額を研究費として支払う。この場合、源泉所得税の額も含めて全額を研究費として充てること。（研究費からの所得税の支出は認めない。）

10. 研究費の交付

- (1) 共同研究に係る研究費の支払は、契約毎に研究報告書および収支報告書を提出し、その額が確定した後に行うものとする。ただし、研究者等からの請求があった場合は、研究費は概算払い（前払い）することができる。
- (2) 共同研究を中止する場合、研究費の用途が不相当とみられる場合、または概算払いした研究費に残額が生じた場合は、研究費の一部または全部の返還を請求することがある。

11. 研究報告書の提出

- (1) 研究者等は、契約毎の研究報告書とは別に、共同研究者グループ全員の共著としての研究報告書を委託研究期間の終了後45日以内に提出しなければならない。
- (2) 研究報告書には、研究の目標・方法（手法）及び研究によって得られた新しい知見や試行

方法等を明記する。（A4 サイズ、横書き、印刷の向き縦、word ファイル）を提出すること。

1 2. 収支報告書の提出

- (1) 研究者等は、契約毎に共同研究に係る研究費の使用実績を収支報告書に記載し、前記 1 1. に定める研究報告書と併せて委託研究期間の終了後 45 日以内に提出すること。
- (2) 研究者等は、共同研究に係る研究費の使用実績については、他の研究等と区別し、帳簿を備えて収支の内容を記録しておくこと。
- (3) 研究者等は、前記 (2) に関する書類を、当該研究を完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管すること。

1 3. 個人情報の取り扱い

「乳の学術連合」領域横断共同研究申請書に含まれる個人情報は、研究業務の目的以外には一切使用しないこととする。

1 4. 「乳の学術連合」領域横断共同研究に関する問い合わせ

ご不明な点は、以下の事務局までお問い合わせください。

※ 「乳の学術連合」事務局

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-1-20 お茶の水ユニオンビル 5 階
一般社団法人 J ミルク内 「乳の学術連合」事務局
電話：03-5577-7494 E-mail：m-alliance@j-milk.jp

以上